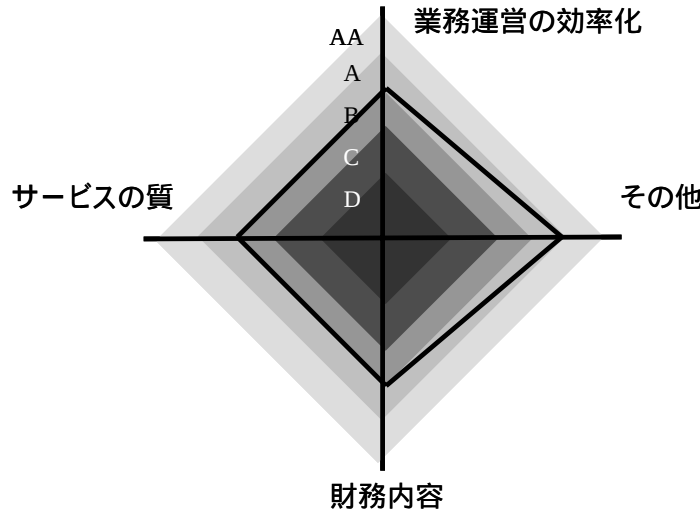


独立行政法人工業所有権情報・研修館 平成18年度業務実績評価

1. 総合評価

評価結果		B（法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成） 13年度：B、14年度：A、15年度：B、16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）	
各事項の評定		各事項の評定から算定される総合評定	
業務運営の効率化（15％）	B（3点）	3点×15％＋3点×70％＋3点×10％＋4点×5％ ＝3.1点	B
サービスの質の向上（70％）	B（3点）		
財務内容（10％）	B（3点）		
その他業務運営に関する重要事項（5％）	A（4点）		
		総合評価のポイント	
		【算定式のウエイト】 工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）の業務は、工業所有権情報の普及・提供、特許流通の促進、人材育成など、国民に対するサービスの提供を主に行っていることから、サービスの質の向上のウエイトを70％と設定し、サービスの質の向上を支える業務運営の効率化を15％、財務内容を10％、付随的事項であるその他については5％と設定した。	
		【評価の全体的な概要】 ○特許行政が変革期を迎える中、INPITは政策ニーズの変化等に対応しつつ適切に対処している。特に、急増する審査請求案件の迅速処理のために、特許庁自身が審査業務に集中する中、審査の過程で蓄積される膨大な先端技術情報を、知財ユーザーが利用できる形に変換し、特許電子図書館（以下「IPDL」という。）を通じて提供する事業や、知財を巡るダイナミックな環境変化から取り残されている中小企業や地方企業の知財活用能力の向上を目指した支援事業を、特許庁からINPITに移管後、効率的に事業運営することが求められてきた。こうした状況下、INPITは主要業務を目標を大きく上回って実施しており、民間企業や大学等の知財活動の活発化、知財活動の中心となる人材育成に大きく貢献するとともに、国が目標とする迅速かつ的確な審査の実現に貢献している。具体的な主要業務の達成状況は、以下のとおり。 ・工業所有権情報普及業務におけるインターネットを通じて膨大な特許情報	

(6,100 万件)¹とその検索システムを提供している I P D L についてはニーズを的確に捉えた検索機能の拡充や増大する特許情報への迅速なアクセスを可能とするための容量強化(サーバーの増強)等による利便性の向上により、検索利用回数は目標を大きく上回る 6,969 万回²(目標:6,400 万回)を達成している。こうした利便性の向上により、企業の研究開発や先行技術調査等への利用が促進されるとともに、「IPDL講習会」の受講者層や「IPDLガイドブック」の配布者層である中小・ベンチャー企業や学生の利用が拡大したからであると考えられる。

また、企業等による先行技術調査が積極的に行われた結果、無駄な出願の排除、審査請求案件の厳選が行われたことが、IPDL 利用者に対するアンケート結果(利用目的の 95%が、先願・先行技術調査等)から判断できるほか、特許出願件数が減少(平成 17 年:42.7 万件→平成 18 年:40.9 万件)していることから、特許審査・審判の迅速化に貢献したと判断できる。

- ・工業所有権情報流通業務においては、開放未利用特許の利用促進を目的とする特許流通アドバイザー派遣事業が、目標を大きく上回る 28,425 回(目標:16,000 回)の企業訪問を達成。また、10,457 社の新規企業の開拓を行うとともに、1,771 件のライセンス契約を成立。特許活用に対する認識を持つ企業が増えるとともに(「特許流通促進事業ホームページ」アクセス回数(17 年度:178 万回→18 年度:253 万回))、知財取引事業者が拡大する(17 年度末:69 社→18 年度末:79 社)など、自立的な特許流通市場の育成に繋がった。
- ・人材育成業務においては、研修受講者のニーズを的確に捉え、カリキュラムの縮小・拡充など機動的な見直しを行うとともに、研修内容の充実を図ることにより、研修受講者が大幅に拡大した(17 年度:574 名→18 年度:1,075 名)。また、研修内容に応じた実費徴収の徹底を行い、大幅な自己収入増(前年度比 95%増)も実現。(受講者アンケートのコメント:「特許の進歩性の考え方を学ぶことができ、他のセミナーでは受けられない内容の研修である」、「今後も社員を順次参加させたい」等)。

¹ J S T の科学技術文献情報データベース(JDream)の蓄積件数は、4,500 万件

² J S T の科学技術文献情報データベース(JDream)の利用(検索)件数は、年間約 4,000 万件

	○また、上記以外の各種事業においても、絶えずユーザーの視点に立脚した業務環境の変化、顧客ニーズの動向を的確に捉えて、迅速・柔軟な対応をとっている点が特に評価できる。
--	---

2 . 業務運営の効率化

評価結果	B（質・量の両面において概ね中期計画を達成） 13年度：B、14年度：A、15年度：B、16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）	
評価のポイント	○ 着実に効率化を推進するとともに、将来を見据えた対応も着々に行っている点を高く評価できる。 ○ 人件費増があるが今年度固有の事情と考えられるので、全体としてはおおむね効率的な業務運営がなされていると評価できる。	
個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準		平成18年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
1 . 業務の効果的な実施 独立行政法人の特徴を最大限に活かし、その目標達成に適応した人材の的確な配置や柔軟な組織運営を行い、業務の効果的な実施を図っている。		○ 19年1月に特許庁から情報システム関連業務が移管されることを見据え、その準備と円滑な実施を期すべく、18年4月1日付けでI N P I T内の関連事業部門の組織を再編した。 よって、19年1月に向けた契約手続等の事前準備が的確に行われ、円滑に業務移管が行われた。 ○ 特許庁の要請により、小売等役務商標制度（新制度）に関する特別相談窓口を迅速に設置するなど、機動的に対応している。 ○ 非特定独法の特性を活かし、I P D L 講習会を18年度から中小企業者が参加しやすい土日に開催している。 以上のことにより、質において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したと評価（A）。
2 . 業務運営の合理化 業務・システムの最適化を推進し、業務運営の合理化を図っている。		○ 業務・システム最適化計画の策定及び情報化統括責任者（以下「C I O」という。）の設置に関する必要な規程を定めるとともに、C I O及びC I O補を設置した。 ○ I N P I Tが保有する公報閲覧用機器類（I P D Lワークステーション）の更新時期や後継機について検討を行った。 以上のことにより、質・量の両面において概ね中期計画を達成したと評価（B）。

3 . 業務の適正化 予算、設備等の資源配分の見直しを適宜行い、業務改善、調達コストの削減の取組等を通じて業務の効率化を進めることにより、一般管理費について前年度比 3 % 以上の削減、業務経費について前年度比 4 % 程度の削減を行っている。	○ 競争的手法による契約の拡大、随意契約の透明性の確保が適切になされていることにより、目標を上回る経費削減を達成。 ○ 具体的には、一般管理費において前年度比 3 %、業務経費においては前年度比 6 . 2 % の効率化が図られている。 以上のことにより、量において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したと評価 (A)。
4 . 人件費削減の取組 国家公務員の定員の純減目標(今後 5 年間で 5 % 以上の純減) 及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた取組として、人件費については 5 年間で 5 % 以上の削減を行っている。	○ 既存業務分の人件費については、業務移管を円滑に進めることが最優先課題であったことから、その追加的な準備事務に係る人員の確保とともに、それに伴う超過勤務手当が増加したこと等が要因となり、前年度より執行額が増加しているが、特殊事情によるものと判断 (B)。

< 契約に関する事項 >

評価の概要	法人に特有の背景と基本的な方針
	○「随意契約の基準」や「随意契約によることができる限度額」等を国の基準に合わせるほか、可能な限り一般競争入札又は企画競争（公募）方式により契約先を選定することとしている。
	適正な契約形態の選択に向けた取組実績
	○契約先選定における公平性を確保するとともに業務経費の効率化を図るため、可能な限り一般競争入札又は企画競争方式により契約先を選定した。 ○契約方法をできる限り競争的手法にするために、契約審査委員会において個別案件毎に厳格に審査するとともに、移管業務を始め増大する契約事務を円滑に進めるために、委員会を随時開催して対応した。 ○19年度以降における契約方法については、可能な限りほぼすべての案件を競争的手法による契約へ移行すべく、その準備に向けた仕様書の作成等に着手した。
	評価のポイント
	○競争的手法による契約の拡大、随意契約の透明性の確保が適切になされている。

(参考1) 平成18年度に締結した契約の状況

(単位:件、千円)						
契約形態	平成17年度			平成18年度		
	契約件数	契約金額	平均落札率	契約件数	契約金額	平均落札率
競争入札	2	13,096	66%	23	120,262	69%
企画競争・公募	15	157,172		26	377,673	
随意契約	58	11,117,471		67	10,172,377	
合計	75	11,287,739		116	10,670,312	
随意契約の割合	77%	98%		58%	95%	

(参考2) 一般競争入札 / 企画競争・公募 / 随意契約の具体例

- 一般競争入札
 - ・ 産業財産権標準テキスト (総合編) 外 12 件の印刷 (58,725 千円)
 - ・ G E N E S E Q (ジン・シーク: DNA 関係特許情報) データの利用 (11,220 千円) 等
- 企画競争方式
 - ・ 大学等における効率的な特許情報利用に関する調査研究 (14,808 千円)
 - ・ I P ・ e ラーニングシステムの開発 (学習教材の作成) (13,687 千円) 等
- 随意契約
 - ・ I P D L 情報検索端末一式の賃貸借契約 (223,839 千円)

< 随契理由 > I P D L 専用端末の検索プログラムとの互換性、操作・表示機能等の仕様を満たす端末機を、複数年にわたり借り上げを前提に開発させた I P D L ワークステーションとして、継続的に賃貸借契約するため。

(参考3) 随意契約の状況 「随意契約の公表の基準」を策定している場合、その基準	随意契約の公表の基準 独立行政法人工業所有権情報・研修館契約事務取扱要領 第24条の2 (随意契約の公表) 第24条の2 会計規程第34条の規定により随意契約とした場合(予定価格が当該契約の種類に応じて前条第1項各号の金額を超えるものとし、特定調達契約に該当するものは除く。)には、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内(各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した随意契約については93日以内)に、当館ホームページに掲載する方法により、次の各号に掲げる事項の公表を行うものとする。 - 一 物品等又は役務の名称及び数量 - 二 契約締結日 - 三 契約の相手方の氏名及び住所 - 四 契約金額 - 五 随意契約によることとした理由
「随意契約の基準」の公表状況及び概要(随意契約によることができる事由等)	随意契約によることができる事由 独立行政法人工業所有権情報・研修館会計規程 第34条 (随意契約) 第34条 前2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、随意契約の方法によることができる。 - 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき - 二 緊急を要する場合で、競争に付すことができないとき - 三 競争に付すことが不利と認められるとき - 四 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき - 五 別に定める予定価格の範囲内の売買、貸借、請負、委託その他の契約を締結するとき - 六 前5号に規定するほか、業務の運営上必要があるとき

随意契約によることができる
限度額

契約種別	独立行政法人工業所有権情報・研修館	国
工事	250万円以下	250万円以下
製造	250万円以下	
財産の買入	160万円以下	160万円以下
賃借料	80万円以下	80万円以下
財産の売払	50万円以下	50万円以下
賃貸料	30万円以下	30万円以下
役務	100万円以下	100万円以下

(参考4) 関係法人(特定関連会社、関連会社及び関連公益法人)との契約の状況

関係法人名	支出目的	契約形態等
(財)日本特許情報機構	特許情報活用支援アドバイザー派遣事業	随意契約
	開放特許情報等提供事業	随意契約
	工業所有権情報提供のためのCS書誌的事項データ等の作成	随意契約
	公開特許英文抄録(PAJ)データ作成	随意契約
	英語版Fターム解説書データの作成	随意契約
	特許漢字書誌の作成・送付	随意契約
	実用新案漢字書誌の作成・送付	随意契約
	Fタームインベントリの作成・送付	随意契約
	FIインベントリの作成・送付	随意契約
	IPCインパーテッドの作成	随意契約
	外国特許明細書等と文抄録データ作成	随意契約
	工業所有権情報提供のための整理標準化データ作成	随意契約
	特許電子図書館における産業財産権情報の提供サービスに係る請負契約	随意契約
	大学等における効率的な特許情報利用に関する調査研究	企画競争・公募
	マド・プロ案件に係る指定商品/役務名の翻訳及び類似群コード付与	随意契約
	商標解析作業(国内、マド・プロ案件)	随意契約
	サブデータ解析作業	随意契約
	特許情報活用支援アドバイザー派遣事業	企画競争・公募

< 役職員の給与等に関する事項 >

評価の概要	法人に特有の背景と基本的な方針
	○ 中期目標期間中の人件費総額を中期計画で定め厳正に管理するとともに、国家公務員の給与体系に準拠して制度設計しており、人事院勧告に基づき給与額を決定している。
	給与等の実績
	○ 国家公務員との給与水準（年額）比較指標が、112.9ポイントであるが、国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当館の職員全員が東京都（1級地）で勤務しているため、民間の賃金水準が高い地域の職員に支払われる手当（地域手当）の金額が、对国家公務員指数を引き上げる要因になっていると考えられる。 ○ なお、1級地に在勤する国家公務員との比較では100.6ポイントとなっており、国家公務員並みの水準となっている。
	評価のポイント
	○ 人件費増があるがこれは過渡的要因によるものであると考えられる。しかしながら、今後の人件費削減が課題。

(参考1) 常勤役員の報酬等の支給状況	(単位:千円)				
	役職	報酬等総額	報酬(給与)	賞与	その他(内容)
	法人の長	19,773	13,357	4,663	1,502(地域手当) 251(通勤手当)
	理事 (一人当たり)	15,635	10,555	3,685	1,187(地域手当) 208(通勤手当)
	監事 (一人当たり)				
	(参考1)全独立行政法人平均(平成17年度)				
	法人の長	18,409			
	理事 (一人当たり)	16,049			
	監事 (一人当たり)	13,892			
	(参考2)国家公務員指定職(平成18年4月1日現在)				
事務次官(8号俸)	22,888				
(参考2) 役員報酬への業績反映の仕方	○経済産業省独立行政法人評価委員会からの業績評価結果に基づき、業績給として17年度において在籍した役員に対して、基本年棒に次の割合を乗じて得た額を支給する。 A評価 100 分の 10 B評価 100 分の 5 C評価 100 分の 0				

(参考 3) 常勤役員の退職手当の支給状況	1 8 年度支給実績なし																													
(参考 4) 常勤職員の給与の支給状況	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">人員 (人)</th><th rowspan="2">平均年齢 (歳)</th><th colspan="3">年間平均給与額 (千円)</th></tr><tr><th>総額</th><th>うち所定内 (うち通勤手当)</th><th>うち賞与</th></tr><tr><td colspan="2">常勤職員</td><td>39</td><td>46.5</td><td>8,393</td><td>6,108 (244)</td><td>2,285</td></tr><tr><td></td><td>うち事務・技術</td><td>39</td><td>46.5</td><td>8,393</td><td>6,108 (244)</td><td>2,285</td></tr></table>						区分		人員 (人)	平均年齢 (歳)	年間平均給与額 (千円)			総額	うち所定内 (うち通勤手当)	うち賞与	常勤職員		39	46.5	8,393	6,108 (244)	2,285		うち事務・技術	39	46.5	8,393	6,108 (244)	2,285
	区分		人員 (人)	平均年齢 (歳)	年間平均給与額 (千円)																									
					総額	うち所定内 (うち通勤手当)	うち賞与																							
	常勤職員		39	46.5	8,393	6,108 (244)	2,285																							
		うち事務・技術	39	46.5	8,393	6,108 (244)	2,285																							
(注) 常勤職員には在外職員等は含まない。																														
(参考 5) 職員と国家公務員、他独法等との給与水準の比較	< 事務・技術職員 >																													
	対国家公務員 (行政職 (一))			112.9																										
	対他法人 (事務・技術職員)			105.8																										
	< 研究職員 >																													
	対国家公務員 (研究職)			-																										
対他法人 (研究職員)			-																											

(参考6)「行政改革の重要方針」 (平成17年12月24日閣議決定)に基づく人件費改革の進捗状況等	○人件費削減方式を採用している。 (単位:千円) <table border="1" data-bbox="743 248 1386 414"> <tr> <th data-bbox="743 248 1066 331">17年度実績</th><th data-bbox="1066 248 1386 331">18年度実績 (増 減)</th></tr> <tr> <td data-bbox="743 331 1066 414">717,908</td><td data-bbox="1066 331 1386 414">738,157 (20,248)</td></tr> </table>	17年度実績	18年度実績 (増 減)	717,908	738,157 (20,248)
17年度実績	18年度実績 (増 減)				
717,908	738,157 (20,248)				
(参考7)役職員の給与決定に関し特筆すべき事項	○組織目標の明確化、職員個人の業務目標の設定、管理職による適切なサポート・評価といったマネジメント・サイクルの定着を通じ、I N P I T全体の組織力を高めていくため、経済産業省、特許庁に準じた「人事評価試行」を実施している。評価結果については、職員の処遇の際の「参考材料」の一要素と位置付けている。				

3. サービスの質の向上

評価結果	B（質・量の両面において概ね中期計画を達成）
各事項の評価からの 算定方法	4点×37%＋3点×7.9%＋3点×4.1%＋3点×7.6%＋3点×20.2%＋3点×7.4%＋4点×15.8%＝3.5点

評価結果	B（質・量の両面において概ね中期計画を達成） 13年度：A、14年度：A、15年度：A、16年度：A、17年度：A（17年度まで3段階評価）	
評価のポイント	○ I N P I Tの中心的なサービス又は業務において充実した内容が実現されており、全体として高く評価できる。 ○ I P D Lを中心に確実にサービスの向上が図られている点を高く評価。また、大学の研究者向けの特許連想検索試験システムを開発し、大学での活用・発展を促すなど、ユーザーの利便性に配慮した新しい取り組みを高く評価。	
個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準	平成18年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）	
1. 工業所有権情報普及業務（37%） すべての数値目標を達成するとともに、ユーザーニーズに対応して、I P D Lの機能向上を図っている。	○ I P D Lサービスの拡充 18年度の主な拡充項目として以下の機能改善等を行い、ユーザーの利便性の向上を図った。 ・ 公報情報と審査経過情報との相互リンク機能を追加することにより、双方からの検索を可能とした。 ・ I P CとF I・Fターム検索サービスを統合して特許分類検索サービスに変更することで、I P C 8版での最新版等の検索を可能とした。 ・ 大学等における研究開発を支援するため、143大学、56高専、独法等13機関の利用者に限定して公報に直接アクセスできる公報固定アドレスサービスを開始。公報に直接アクセスできることにより、大学等の利用者に対する利便性を高めた。 ・ 公報固定アドレスサービスを受けた大学が、自ら検索機能等を用意して利用可能な「特許連想検索試験システム」を開発し、大学における活用・発展を促すための性能評価を	

	開始した。 ・公報テキスト検索（特許・実用新案）サービスの拡充 １）検索項目入力欄を３項目から５項目へと追加したことにより、キーワードや検索式での入力が増やせることになり、調査したい案件の絞り込みがより可能となった。 ２）国内公報と外国公報（米国和文抄録）の同時検索を可能としたことにより、検索範囲が拡充された。 ・審査書類照会サービスを拡充したことにより、特許庁から出願人等に発送された書類（特許査定、拒絶理由通知等）に加え、出願人等から特許庁に提出された書類（願書、明細書等）の照会を可能とした。 ・トップページをより見やすくするためのリニューアルを実施。 ○これらのサービス向上により、６,９６９万回のＩＰＤＬの検索利用があった（年度計画６,４００万回に対し約１０９％達成） このことにより、企業等による先行技術調査が積極的に行われ、無駄な出願の排除、審査請求案件の厳選が行われたことが、ＩＰＤＬ利用者に対するアンケート結果から判断できるほか、特許出願件数が減少（平成１７年：４２.７万件→平成１８年：４０.９万件）していることから、特許審査・審判の迅速化に貢献したと判断できる。 ○特許庁で保有している審査経過等データを整理標準化して、ＩＰＤＬで提供するとともに、マージナルコストで外部ユーザーに提供（１,４６５万件）することで、一般ユーザーの社内データベース構築による積極的活用促進と民間の特許情報提供事業者による高度検索機能を付加したデータベースが産業界に提供されるよう利用環境の整備支援を行っている（年度計画１,３００万件に対し約１１３％達成） ○日・米・欧の三極交換データである米国公開特許明細書、米国特許明細書及び欧州公開特許明細書の和文翻訳抄録を２９万件作成し、審査迅速化に資するため、特許庁の審査資料等として提供（年度計画２３万件に対し約１２８％達成）するとともに、ＩＰＤＬにおいて一般にも提供。 ○他国における我が国出願人の権利の的確な保護に貢献するため、公開特許公報の英文抄録（ＰＡＪ）を３５万件作成し、毎月他国の工業所有権庁（途上国を含む８７箇所）に提供（年度計画３４万件に対し約１０４％達成）するとともに、ＩＰＤＬにおいて一般にも提供。 以上のことにより、量において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したと評価（Ａ）
--	--

2. 工業所有権関係公報等閲覧業務 (7 . 9 %) 閲覧用機器 (公報を検索・閲覧するためのコンピュータ端末) の性能及び操作性等を向上させている。	○ I P C と F I ・ F ターム検索サービスを統合して特許分類検索サービスに変更することで、I P C 8 版での最新版等の検索を可能とした。 ○ 特許庁審査官が使用しているサーチ端末と同等機能を持つ「特許審査官端末」を第一公報閲覧室に 1 6 台設置し、1 9 年 1 月から閲覧サービスを開始。 以上のことにより、質・量の両面において概ね中期計画を達成したと評価 (B)。
3. 審査・審判関係図書等整備業務 (4 . 1 %) 審査・審判関係資料の収集・管理を一層充実させるとともに、ユーザーに対する閲覧等のサービスの向上を図っている。	○ 特許庁の審査・審判の的確な処理に資するため、審査・審判資料となる内外国文献及び国際調査の対象となる非特許文献 (ミニマムドキュメント) を迅速に購入した。 ○ 技術文献の検索ツールを充実させるため、I N P I T ホームページに掲載している技術情報リンクを定期的に確認・追加した。 以上のことにより、質・量の両面において概ね中期計画を達成したと評価 (B)。
4. 工業所有権相談等業務 (7 . 6 %) 原則、来館及び電話での相談については直ちに回答し、文書及びメールでの相談は 1 開館日以内に回答している。	○ 文書及びメール相談については、各 1 件を除き全てを 1 開館日以内に回答した。 ○ ユーザーサービス向上のため、電話による相談を 7 月から 1 8 時から 2 0 時まで延長。 以上のことにより、質・量の両面において概ね中期計画を達成したと評価 (B)。
5. 工業所有権情報流通等業務 (2 0 . 2 %) 数値目標を達成するとともに、特許流通アドバイザーを派遣している地方自治体に、技術移転に関わる人材を育成する環境を整備させている。	○ 特許流通アドバイザーが 28,425 回の企業等訪問を実施 (年度計画 16,000 回に対し約 178% 達成)。また、10,457 社の新規企業の開拓を行うとともに、1,771 件のライセンス契約を成立させた。 ・ 1 8 年度は T L O に派遣されているアドバイザー (4 1 名) が国立大学の法人化に伴って大学自らが特許による独自収入の確保に向けた取組を強めたため、T L O への特許の提供を求め積極的に他の大学に訪問したことにより訪問回数が大幅増となった。 ○ 特許流通データベースに関する登録促進普及啓発活動を 34 回実施 (年度計画 10 回) ・ 特許流通アドバイザーの企業訪問と特許流通データベースの登録促進の普及啓発活動は特許流通・技術移転の根幹であり、そこでのシーズやニーズの収集活動は成約件数に大きく貢献するものであることから極めて重要。 【特許流通データベース新規登録件数】 6,798 件 総累計 : 58,643 件 なお、ユーザーの利便性向上のため、登録後 3 年間アクセスのない案件を対象に登録抹消 抹消件数 : 6,726 件 【ライセンス情報アクセス回数】 143,226 回

	○特許情報活用支援アドバイザーが8,736回の企業訪問を実施（年度計画5,000回に対し約175%達成）し、I P D Lの利用による情報検索技術を移転。 ・特許情報検索の専門家（アドバイザー：18年度末54名）としてI P D Lを中心とした特許情報の活用手法を指導・助言するために中小・ベンチャー企業訪問を行っているが、18年度の特徴としては単に訪問回数を増加させただけでなく、地域でのイベント等を活用した講演形式に注力した結果、普及人数が26,242名（17年度比+18%）と効率的なものとなっている。 - このことにより、出願人による先行技術調査が促進され、出願及び審査請求案件がより一層厳選され、出願人の出願料、審査請求料の節減が図られるとともに、特許審査・審判の迅速化に貢献したと判断できる。 ○知的財産権取引業者データベースの登録促進の普及啓発活動を37回実施（年度計画10回）（知財取引事業者数（17年度末：69社→18年度末：79社）） ・自立的な特許流通市場の育成には民間の知的財産権取引業者の活動が重要。 ○特許ビジネス市を3回開催（年度計画3回）及び自治体開催（4回）への協力 ・知的財産権取引業者の事業の円滑化を図るため、中小企業等が特許技術の内容やビジネスプランを提示し、知的財産権取引業者、金融機関等がライセンス等の各種申し出でを募る催事事業であるが、18年度はI N P I T自らの実施に加え、新たな取組として自治体が主催する地域版特許ビジネス市へI N P I Tの開催ノウハウを提供するとともに、シーズの募集、選定、ビジネスプランのブラッシュアップ等の開催協力を行った。 ○地方自治体における特許流通アシスタントアドバイザーの育成支援スキームについてのヒアリングを12の自治体等と実施するほか、同アドバイザー導入に係る諸条件を自治体に提示するなど、19年度以降の技術移転人材を育成する環境を整備させるための準備・支援を行った。 以上のことにより、質・量の両面において概ね中期計画を達成したと評価（B）。
6．情報システムの整備（7．4%） 最新の情報通信技術を活用して出願人などのユーザーの利便性の向上に資するため、情報提供業務などの円滑な実施に必要な情報システムの整備を図っている。	○適切な公報システムの整備・管理をするため、意匠法改正に伴う意匠分類（画面意匠対応記号「W」）を追加。 ○電子出願制度導入以前の出願に係る経過情報の管理を行うため、出願マスタデータの追記・修正等のデータを作成した。 以上のことにより、質・量の両面において概ね中期計画を達成したと評価（B）。

7. 知的財産関連人材の育成（15.8%）

すべての数値目標を達成するとともに、研修生に対するアンケート調査により、毎年度平均で80%以上の者から「有意義だった」との評価を得ている。

- 特許庁職員向けの研修においては、特許庁研修基本方針及び研修計画等に基づき、研修内容や研修科目の見直しを行い、特許庁職員等6,002名（17年度：5,887名）に対し研修を実施。特に、18年度は知的財産関係者との人材交流が行われる機会を設けた研修を実施するとの観点から、「当事者系審判研修」と「先端技術研修」に弁理士の参加の機会を設定（総計63名参加）。
- 企業や大学の研究者、更には知的財産関係者等を対象に効率的な技術開発、重複研究の排除、先行技術調査等に資するため、17年度に試行的に開催し好評を得た検索エキスパート研修を、18年度において本格的に実施した（全7回：受講者285名）（年度計画6回に対し117%達成）。
なお、本研修〔上級〕においては、討論形式の研修科目を配したカリキュラムを作成し、研修を実施。
- 弁理士や企業の知財部員等の能力向上のため、知財専門人材向けの審査基準討論研修（全3回：受講者92名）を実施（年度計画2回に対し150%達成）。
- 特許庁が定める方針に基づき、調査業務実施者育成研修を4回（受講者297名）実施した（年度計画4回に対し100%達成）。
これにより、18年度に新たに2つの調査機関が登録され、特許庁の検索外注が促進された。
- 中小・ベンチャー企業等が適切な権利の保護・活用等を図ることを支援するため、特許侵害警告模擬研修（全4回：受講者178名）を実施（年度計画4回に対し100%達成）。
- 知的財産関連業務を担当する行政機関職員等を支援するための研修（全5回：受講者223名）を実施（年度計画5回に対し100%達成）。
- 以上の研修を通じ、研修生に対するアンケート調査により、平均で98%以上の者から「有意義だった」との評価を得た。
- IP・eラーニング学習教材を12コンテンツ開発・提供（年度計画8コンテンツに対し150%達成）。また、外部提供可能な教材は外部へも提供した。
- 学生を対象とした知的財産教材の整備・提供を行うため、産業財産権標準テキスト等（13種類）を必要に応じてリバイス・印刷し、配付希望のあった学校教育機関（約6,400箇所）に配付した（中期計画5,000ヶ所に対し128%達成）。

	以上のことにより、量において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したと評価（Ａ）。
--	---

4 . 財務内容

評価結果	B（質・量の両面において概ね中期計画を達成） 13年度：B、14年度：B、15年度：B、16年度：B、17年度：B	
評価のポイント	○年度計画に対して約5.5%の予算削減、特に業務経費に相当の削減、を実現した。また、自己収入（研修受講料収入）を大きく伸ばしており、今後の健全な財務内容を維持するための有効な要因として評価。	
個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準		平成18年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
経理処理、決算処理及び財務諸表の作成等の経理全般業務を適正に処理するため、外部コンサルティングの知見を積極的に活用している。 また、平成18年度予算に基づく、効率的な運営を行うほか、工業所有権公報等閲覧業務及び審査・審判関係図書等整備業務において複写手数料を徴収し、人材育成業務において研修内容に応じた実費の徴収を行うなど、可能な限り自己収入の確保を図っている。		○契約単価の引き下げや、入札の拡大等により、704百万円（約5.5%）の予算削減を実現。 ○限られた人員の中で専門的な経理事務を適切に遂行するため、監査法人との顧問契約を締結し、経理全般業務の適正な処理を行った。 ○総務部と事業部門との間での予算執行に係るヒアリングを適宜実施するとともに、原則として毎月開催するINPIT運営会議において予算の執行状況報告を行い、効率化が達成されるかどうかの進捗管理を厳格に実施した。 ○人材育成業務において好評な研修（実費徴収）を充実させ、受講料収入増などによる自己収入の確保（前年度比95%増）を図った。 以上のことにより、質・量の両面において概ね中期計画を達成したと評価（B）。

< 貸借対照表 (B / S) >

						特筆すべき事項
						○ 運営費交付金債務残高の発生理由は、入札差額が生じたことによる経費の減少及び複数年度にまたがる仕様書作成等支援業務等の契約済繰越等により、翌事業年度に繰越したもの。 ○ 翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化する予定。
(単位:百万円)						
17年度		18年度	17年度		18年度	
流動資産	6,309	5,745	流動負債	4,030	5,755	
現金預金	6,303	5,736	交付金債務	0	997	
その他	6	9	未払金等	4,030	4,758	
固定資産	14	15	固定負債	1	0	
有形固定資産	5	8	見返負債	1	0	
無形固定資産	9	7	その他	0	0	
			資 本	2,292	5	
			資本剰余金	2	1	
			利益剰余金	2,290	4	
資産計	6,323	5,760	負債・資本計	6,323	5,760	

< 損益計算書 (P / L) >

【損益計算書を挿入】

特筆すべき事項

○特筆すべき事項なし。

(単位:百万円)

	17年度	18年度
経常費用		
公報等閲覧業務費	685	660
図書等整備業務費	282	271
情報流通等業務費	3,950	3,112
情報普及業務費	6,706	6,529
相談等業務費	146	165
情報システム業務費	0	292
人材育成業務費	472	539
一般管理費	291	303
その他	0	0
経常費用合計	12,532	11,871

	17年度	18年度
経常収益		
運営費交付金収益	14,657	11,776
複写手数料収入	29	22
研修受講料収入	22	77
その他	0	0
経常収益合計	14,708	11,875
経常利益	2,176	4
当期純利益	2,176	4
当期総利益	2,176	4

5 . その他業務運営に関する重要事項

評価結果	A（質において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現） 13年度： -、14年度： -、15年度： -、16年度： -、17年度： -（新たな評価事項）	
評価のポイント	○ユーザーとの接点を充実させることはINPITの存在意義を高める意味で重要な課題であり、その点において必要十分な努力がなされていると考えられる。 ○ロゴ（愛称）の変更により、INPITへの親しみやすさが改善されたと評価。	
個々の評価事項について 当該年度の評価がBとなる基準		平成18年度の実績及び評価（評価がBとなる基準と異なる理由）
1 . ユーザーフレンドリーな事業展開 非公務員型の特長を活かした弾力的な勤務形態の導入など、業務の機動性やユーザーサービスの一層の向上に努めている。		○ユーザーサービス向上のため、電話による相談を7月より18時から20時まで延長した。 ○非公務員型の独立行政法人の機動性を活かし、特許情報の利用促進を図るためのIPDL講習会を、18年度から中小企業者が参加しやすい土日に開催した。（再掲） 以上のように、大幅なユーザーサービスの向上が図られたことにより、質において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したと評価（A）。
2 . 特許庁との連携 特許庁との人事交流を含めた密接な連携を図り、特許庁が蓄積している情報、審査官等が持つ審査ノウハウ等、最新の制度・運用に関する知識を活用した業務の実施に努めている。		○INPITの課題や今後のあり方等について、所管省庁である特許庁の幹部及び関係者と定期的に意見交換を行うことにより、より密接な連携が図られており、質・量の両面において概ね中期計画を達成したと評価（B）。

3 . 広報・普及活動の強化 事業内容や施策等について広く一般への理解を図るため、各事業におけるホームページの拡充やマスメディア等を活用した積極的な広報・普及活動を行っている。	○ 従来以上にユーザーにとってより身近な機関となるべく広報活動の充実を図るため、19年1月に特許庁から業務が移管される機会を捉えて、ロゴとシンボルマークを一新した。 ○ I N P I Tの事業活動を広く普及するため、新聞・雑誌等への記事・広告の掲載、各地のイベントへの出展・参加及びニュースメールの配信等を数多く実施した。 ○ 特許流通の情報提供のテレビ番組として、「知恵の輪ニッポン」を13回放映した。 ○ 内閣府からの協力依頼に応じ、地域科学技術ポータルサイトに事業紹介を掲載した。 ○ 民間コンサルタント会社が実施した独立行政法人サイトの使いやすさに関するランキング調査（「独立行政法人サイトユーザビリティランキング2006」）の結果、I N P I Tのサイトは4位に入った。 以上のように、積極的な広報活動が成されており、量において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したと評価（A）。
--	---